

「新型コロナウイルス関連情報」  
(その33:非常事態宣言の延長に伴う感染拡大防止措置)

【ポイント】

- 9月7日(月)現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:27人)
- 東ティモール政府は、非常事態宣言の延長にかかる感染拡大防止措置に関する内容を決定し発表しました。
- AIR TIMOR は、自社のフェイスブックにおいて、クアラルンプール便の運航を検討している旨発表しています。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

9月7日(月)現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:27人)

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の延長にかかる感染拡大防止措置の発表

東ティモール政府は、9月4日(金)の臨時閣議において、非常事態宣言の延長にかかる感染拡大防止措置に関する内容を決定し、プレスリリースで発表しました。発表内容は、過去に発表された非常事態宣言下での措置を踏襲するものであり、特に大きな変更はありません。

発表された内容は以下のとおりです。

- (1) 非常事態宣言の延長期間は、9月5日(土)0時00分から10月4日(日)23時59分までの30日間。
- (2) 全ての入国者は、14日間の健康管理や予防的隔離措置の対象となる。ただし、国際輸送にたずさわる航空機乗務員及び貨物輸送の運転手には適用されない。
- (3) 体温37.5度以上の発熱、咳・呼吸困難の症状を含む新型コロナウイルス感染症状を示す者は、移動を差し止められ、検査のために保健施設へ搬送される。陽性の場合、隔離治療となる。

- (4) 内務省は、国民の安全及び社会安寧確保を理由とする正当化可能な格別の措置として、国境の一時閉鎖を命じることができる。
- (5) 非常事態宣言の発動中、許認可及びその他行政措置書類の有効期限にかかわらず有効とする。

3 AIR TIMOR は、自社のフェイスブックにおいて、クアラルンプール便の運航を検討している旨発表しています。

現在までのところ、運航予定日等具体的な内容に関する発表はありませんが、日本への帰国を検討されている在留邦人の方におかれては、自らも AIR TIMOR 社のフェイスブックを確認する等、最新情報の入手に努めて下さい。

○AIR TIMOR 社のフェイスブック

<https://www.facebook.com/147073715326386/posts/3563049010395489/>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC 版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)

(了)